

消費税関係申告書等の様式の制定について（法令解釈通達）新旧対照表

改正後

第27-(1)号様式

平成 年 月 日 <small>（送達日）</small>	税務署長殿
納税地 <small>（電話番号 - - ）</small>	
（フリガナ） 名称 又は屋号	
（フリガナ） 代表者氏名 又は氏名	㊟
経理担当者 氏名	

一連番号	
申告年月日	平成 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
郵便官署名印	確認印 省略年月日
年 月 日	年 月 日
指導年月日	相続区分1 区分2 区分3
平成	

（一般用）

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 年 月 日

（中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日）

この申告書による消費税の税額の計算		十 九 千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額 ①		0	0
消費税額 ②			
控除過大調整税額 ③			
控除税額			
控除対象仕入税額 ④			
返還等対応に係る税額 ⑤			
貸倒れに係る税額 ⑥			
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		0	0
中間納付税額 ⑩		0	0
納付税額 (⑩-⑧) ⑪		0	0
中間納付還付税額 (⑧-⑩) ⑫		0	0
この申告書が確定申告である場合			
既定税額 ⑬			
差引納付税額 ⑭		0	0
課税上割合			
課税対象の課税等の対価の額 ⑮			
資産の譲渡等の対価の額 ⑯			
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑮)			
差引税額 (⑮)		0	0
課税額 (⑮×25%) ⑰			
課税額 (⑯×25%) ⑱		0	0
中間納付課税額 ⑲		0	0
納付課税額 (⑲-⑱) ⑳		0	0
中間納付還付課税額 (⑱-⑲) ㉑		0	0
この申告書が確定申告である場合			
既定課税額 ㉒			
差引納付課税額 ㉓		0	0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉔			

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	41
		95%以上	<input type="checkbox"/>	一括方式		
①	課税標準額	4%分			千円	
②	旧税率分	3%分			千円	
の内訳	消費税額	4%分			円	
	旧税率分	3%分			円	
	基準期間の課税売上高				円	
i	預金	口座番号				
ii	貯金	貯金記号番号				
	郵便局					
	※税務署整理欄					
	税理士署名押印	(電話番号 - -)				
	<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有				
	<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有				

改正前

第27-(1)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	㊟
経理担当者 氏 名	

一連番号	
申告年月日	平成 年 月 日
申告区分	標準等 序指定 原指定
年月日	年 月 日
年月日	年 月 日
年月日	年 月 日
年月日	年 月 日

(一般用)

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書
至平成 年 月 日

(中間申告 自平成 年 月 日)
の理由
対象期間 至平成 年 月 日

課税標準額	①	十 千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0	03
消費税額	②			06
控除過大調整税額	③			07
控除税額	④			08
返還等対応に係る税額	⑤			09
貸倒れに係る税額	⑥			10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦			
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧			13
差引税額(②+⑧-⑦の付表3②)	⑨		0 0	15
中間納付税額	⑩		0 0	16
納付税額(⑩-⑨)	⑪		0 0	17
中間納付還付税額(⑩-⑧)	⑫		0 0	18
この申告書が修正申告である場合	既 定 額			19
	差 引 納 付 税 額		0 0	20
課税売上	課税売上の譲渡等の対価の額			21
特 合	資産の譲渡等の対価の額			22

地方消費税の課税標準(⑩、付表1②)	⑬			51
となる消費税	差 引 税 額		0 0	52
繰上	付 税 額			53
納 税 額	(⑬×25%)		0 0	54
中間納付繰上納税額	⑭		0 0	55
納付繰上納税額(⑭-⑬)	⑮		0 0	56
中間納付還付繰上納税額(⑭-⑫)	⑯		0 0	57
この申告書が修正申告である場合	既 定 額			58
	差 引 納 付 繰 上 納 税 額		0 0	59

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑰			60
-------------------------	---	--	--	----

付記事項	賦課基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	41
		95%以上	<input type="checkbox"/>	一括方式		
の内訳	課税標準額	4%分			千円	
		3%分			千円	
	消費税率	4%分			円	
		3%分			円	
限界控除税額(付表3②)				円		
基準期間の課税売上高				円		
通付を受けようとする金融機関等 預金 口座番号 郵便局 貯金記号番号 (郵便貯金口座の場合)						
*税務署整理欄						

税理士 署名押印	(電話番号 - -)
-------------	-------------

改正後

第27-(2)号様式

平成 年 月 日	税務署長 殿
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号	(電話番号 - -)
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	㊦
経理担当者 氏名	

一連番号	
申告年月日	平成 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
郵便官署名印	確認印
年 月 日	年 月 日
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
平成	

(簡易課税用)

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至平成 年 月 日

(中間申告自平成 年 月 日)の場合の
対象期間 至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千四百十萬千四百十萬千四百十 一円
課税標準額	①	0000
消費税額	②	
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	
控除不足還付税額	⑧	
差引税額	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額	⑪	00
中間納付還付税額	⑫	00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
この課税期間の課税売上高		⑮
基準期間の課税売上高		⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱
課税額	還付額	⑲
	納税額	⑳
中間納付課税額		㉑
納付課税額		㉒
中間納付還付課税額		㉓
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔
	差引納付課税額	㉕
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖

付記事項	割賦基準の適用	○有 ○無	31
	延払基準の適用	○有 ○無	32
	工事進行基準の適用	○有 ○無	33
	現金主義会計の適用	○有 ○無	34
	規則22条1項の適用	○有 ○無	35
参事区	区分	課税売上高 (免稅売上高を除く) 千円	売上割合%
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
項分	第5種		42
	計		
	特例計算適用(令57㉓)	○有 ○無	40
①	課税標準額	4%分	千円
	旧税率分	3%分	千円
②	消費税率	4%分	円
	旧税率分	3%分	円
i	通付を受けようとする金融機関等		
	本店・支店 支店・支所 本店・支所 本店・支所 本店・支所		
ii	預金 口座番号		
	郵便局 (窓口受取の場合は、郵便局名のみ書いてください。)		
貯金記号番号 (郵便貯金窓口の場合)			
*税務署整理欄			
税理士 署名押印 (電話番号 - -)		㊦	
○ 税理士法第30条の書面提出有			
○ 税理士法第33条の2の書面提出有			

改正前

第27-(2)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	①
経理担当者 氏名	

一連番号	
申告年月日	平成 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 高指定
郵便官署消印	確認印 省 年 月 日
年 月 日	年 月 日
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
平成	

(簡易課税用)

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		十 九 千 百 十 九 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額 ①		000	03
消費税額 ②			06
貸倒回収に係る消費税額 ③			07
控除対象仕入税額 ④			08
返還等封筒に係る税額 ⑤			09
貸倒れに係る税額 ⑥			10
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			13
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			15
差引税額 (②+⑧-⑦、付表3③) ⑨		00	16
中間納付税額 ⑩		00	17
納付税額 (⑩-⑨) ⑪		00	18
中間納付還付税額 (⑩-⑧) ⑫		00	19
この申告書が修正申告である場合 既 定 税 額 ⑬			20
差引納付税額 ⑭		00	21
この課税期間の課税売上高 ⑮			
基準期間の課税売上高 ⑯			
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 控除不足還付税額の課税標準 (⑩、付表4④⑤) となる消費税 ⑰		00	51
差引税額 (⑰、付表4④⑤、付表3③) ⑱		00	52
還 渡 額 (⑰×25%) ⑲			53
納 付 額 (⑱×25%) ⑳		00	54
中間納付還渡割額 ㉑		00	55
納付還渡割額 (⑲-⑳) ㉒		00	56
中間納付還付還渡割額 (㉑-㉒) ㉓		00	57
この申告書が修正申告である場合 既 定 還 渡 割 額 ㉔			58
差引納付還渡割額 ㉕		00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖			60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	31
	延払基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	34
	規則22条1項の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	35
参 考 事 項 分 計	区分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
	特別計算適用(令57③)	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	40
①	課税標準額	4%分	千円
	旧税率分	3%分	千円
	消費税率分	4%分	円
②	消費税率分	3%分	円
	旧税率分		円
	消費税率分		円
	限界控除税額 (付表3②)		円
i	通付を受けようとする金融機関等	銀行 本店・支店 郵便-通付 本所・支所	
	預金 口座番号		
ii	(窓口受取りの場合は、郵便局名のみ書いてください) 郵便局		
	貯金記号番号 (郵便貯金記号の場合)		
※税務署整理課			
税理士 署名押印 (電話番号 - -) ①			

〔参 考〕

消費税及び地方消費税の申告書の書き方（一般用）

この申告書は、次の1又は2に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の申告書（確定申告書（期限内申告書、期限後申告書）、修正申告書、還付請求申告書、仮決算による中間申告書）を提出する場合に使用してください。

- 1 簡易課税制度を選択していない事業者
- 2 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が2億円を超えることにより適用できない事業者

なお、修正申告を行う場合には、その直前に確定している納税申告書、更正通知書又は決定通知書の写しを添付してください。

また、期限後申告を行う場合で、法律で定める申告期限内に提出できなかったことに正当な理由があるときには、この申告書にその具体的な理由や事情を記載した適宜の書類を添付してください。

この申告書の各欄は、次により記載してください。

なお、「 税務署処理欄」及び「 税務署整理欄」は、記載しないでください。

1 共通事項

- (1) 「納税地」欄には、消費税の納税地（地方消費税の納税地も一致します）を記載します。

なお、納税地と住所若しくは本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、住所若しくは本店又は主たる事務所の所在地を納税地の下にかっこ書きで記載してください。

- (2) 「名称又は屋号」欄には、法人の場合は名称、個人事業者の場合は屋号を記載します。

なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には旧法人名（被合併法人名）を名称の下にかっこ書きで記載してください。

「自平成 年 月 日

- (3) 標題の 年 月 日 の箇所には、申告しようとする課税期間
至平成 年 月 日

又は中間申告対象期間を記載してください。

- (4) 課税期間分の消費税及び地方消費税（ ）申告書」の空欄には、確定申告又は還付請求申告をする場合は「確定」、仮決算による中間申告をする場合は「中間」、修正申告をする場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載してください。

2 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の書き方

- (1) 「課税標準額」欄には、申告書右欄の「 ・ 」の内訳」欄に税率の異なるごとに次により記載した金額の合計額を記載します。

（注）課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」（以下「経過措置対象課税資産の譲渡等」といいます。）がある場合には、付表1「旧・新税率別、消費税額計算表（一般用）（兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表）〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」（以下「付表1」と略記します。）で計算した「課税標準額計」欄の金額を移記します。

イ 「課税標準額」欄の「4%分」欄

税率4%の適用を受ける課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

ロ 「課税標準額」欄の「旧税率分」欄

(イ) 「3%分」欄には、旧税率3%の適用を受ける課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

(ロ) 余白欄には、旧税率6%又は4.5%の適用を受ける普通乗用自動車の課税標準がある場合に、「6%分」又は「4.5%分」と該当税率を記載するとともに、その税率に係る課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

- (2) 「消費税額」欄は、右欄の「 ・ 」の内訳」欄に税率の異なるごとに次により記載した金額の合計額を記載します。

（注）経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1で計算した「消費税額計 C」欄の金額を移記します。

イ 「消費税額」欄の「4%分」欄

上記(1)イの課税標準額に対応した消費税額を記載します。

- 「消費税額」欄の「旧税率分」欄
上記の□の(イ)又は(ロ)の課税標準額がある場合に、「6%分」又は「4.5%分」と適用税率を記載するとともに、その課税標準額に対応した消費税額を記載します。
- (3) 「控除過大調整税額」欄には、付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」(以下「付表2」と略記します。)で計算した「控除過大調整税額②」欄の金額と「貸倒回収に係る消費税額②」欄の金額との合計額を記載してください。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1の「控除過大調整税額 C」欄の金額(付表2 - (2)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用])(以下「付表2 - (2)」と略記します。)で計算した「控除過大調整税額②」欄の金額と「貸倒回収に係る消費税額②」欄の金額との合計額)を移記します。
- (4) 「控除税額」欄には、次の区分によりそれぞれに掲げる控除税額を記載してください。
- イ 「控除対象仕入税額」欄には、付表2で計算した「控除対象仕入税額」欄の金額を移記します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表2 - (2)で計算した金額である付表1の「控除対象仕入税額 C」欄の金額を移記します。
- ロ 「返還等対価に係る税額」欄には、販売先から返品を受け、又は販売先に値引き、割戻し等を行った場合にその対価の返還等に対応する消費税額を記載します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1で計算した「返還等対価に係る税額 C」欄の金額を移記します。
- ハ 「貸倒れに係る税額」欄には、売掛金等につき法第39条《貸倒れに係る消費税額の控除等》の適用を受ける場合におけるその売掛金等に含まれる消費税額を記載します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1で計算した「貸倒れに係る税額 C」欄の金額を移記します。
- (5) 「控除不足還付税額」欄は、同欄に表示の計算式により計算した金額を記載します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1で計算した「合計差引税額 C」欄の金額がマイナスとなる場合に、その絶対値を移記します。
- (6) 「差引税額」欄は同欄に表示の計算式により計算した金額を記載します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表1で計算した「合計差引税額 C」欄の金額がプラスとなる場合に、その金額を移記します。
- (7) 「この申告書が修正申告である場合」の「既確定税額」欄には、その修正申告を行う直前に確定している申告書、更正又は決定通知書に記載されている納付すべき税額又は還付税額等(還付税額等の場合には「-」を付してください。)を記載してください。
- (8) 「課税売上割合」欄の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄には付表2で計算した「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額、「資産の譲渡等の対価の額」欄には付表2で計算した「資産の譲渡等の対価の額」欄の金額をそれぞれ移記します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表2 - (2)で計算した「課税資産の譲渡等の対価の額 C」欄と「資産の譲渡等の対価の額 C」欄の金額をそれぞれ移記します。
- 3 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の書き方
- (1) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・控除不足還付税額」欄には、上記2における消費税の税額の計算において「控除不足還付税額」が生ずる場合に、その金額を移記します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間にあっては、付表1の「控除不足還付税額 B」欄の金額が生ずる場合に、その金額を移記します。
- (2) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額」欄には、上記2における消費税の税額の計算において「差引税額」が生ずる場合に、その金額を移記します。
- (注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間にあっては、付表1の「差引税額 B」欄の金額が生ずる場合に、その金額を移記します。

- (3) 「この申告書が修正申告である場合」の「既確定譲渡割額④」欄には、その修正申告を行う直前に確定している申告書、更正又は決定通知書に記載されている納付すべき税額又は還付税額等（還付税額等の場合には「-」を付してください。）を記載してください。
- 4 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑥」欄には、次の計算式により計算した金額（この申告書により納付すべき金額又は還付を受けるべき金額の合計額）を記載します。
なお、計算した金額がマイナス（還付税額）となる場合には、「-」を付してください。
- (1) 「確定」又は「中間」申告書である場合
[(納付税額 + 納付譲渡割額②) - (控除不足還付税額 + 中間納付還付税額 + 還付譲渡割額 + 中間納付還付譲渡割額③)]
- (2) 「修正確定」又は「修正中間」申告書である場合
[差引納付税額 + 差引納付譲渡割額⑤]
- 5 「付記事項又は参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に 印を付してください。
- 6 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高（税抜金額）を記載してください。
- 7 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、上記4で記載した「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」欄の金額が還付を受けるべき金額となった場合に、その還付金の受領方法及び還付を受けようとする金融機関の名称等及び口座番号等を記載してください。
- 8 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

消費税及び地方消費税の申告書の書き方（簡易課税用）

の申告書は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が2億円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の申告書（確定申告書（期限内申告書、期限後申告書）、修正申告書、還付請求申告書、仮決算による中間申告書）を提出する場合に使用してください。

なお、修正申告を行う場合には、その直前に確定している納税申告書、更正通知書又は決定通知書の写しを添付してください。

また、期限後申告を行う場合で、法律で定める申告期限内に提出できなかったことに正当な理由があるときには、この申告書にその具体的な理由や事情を記載した適宜の書類を添付してください。

この申告書の各欄は、次により記載してください。

なお、「 税務署処理欄」及び「 税務署整理欄」は、記載しないでください。

1 共通事項

(1) 「納税地」欄には、消費税の納税地（地方消費税の納税地も一致します。）を記載します。

なお、納税地と住所若しくは本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、住所若しくは本店又は主たる事務所の所在地を納税地の下にかっこ書きで記載してください。

(2) 名称又は屋号」欄には、法人の場合は名称、個人事業者の場合は屋号を記載します。

なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には旧法人名（被合併法人名）を名称の下にかっこ書きで記載してください。

「自平成 年 月 日

(3) 標題の 箇所には、申告しようとする課税期間

至平成 年 月 日

又は中間申告対象期間を記載してください。

(4) 「課税期間分の消費税及び地方消費税（ ）申告書」の空欄には、確定申告又は還付請求申告をする場合は「確定」、仮決算による中間申告をする場合は「中間」、修正申告をする場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載してください。

2 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の書き方

(1) 「課税標準額」欄には、申告書右欄の「 ・ の内訳」欄に税率の異なるごとに次により記載した金額の合計額を記載します。

(注) 課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」（以下「経過措置対象課税資産の譲渡等」といいます。）がある場合には、付表4「旧・新税率別、消費税額計算表（簡易用）（兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表）〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」（以下「付表4」と略記します。）で計算した「課税標準額計 C」欄の金額を移記します。

イ 「課税標準額」欄の「4%分」欄

税率4%の適用を受ける課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

ロ 「課税標準額」欄の「旧税率分」欄

(イ) 「3%分」欄には、旧税率3%の適用を受ける課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

(ロ) 余白欄には、旧税率6%又は4.5%の適用を受ける普通乗用自動車の課税標準がある場合に、「6%分」又は「4.5%分」と適用税率を記載するとともに、その税率に係る課税標準の合計額（税抜価格）を記載します。

(2) 「消費税額」欄は、右欄の「 ・ の内訳」欄に税率の異なるごとに次により記載した金額の合計額を記載します。

(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4で計算した「消費税額計 C」欄の金額を移記します。

イ 「消費税額」欄の「4%分」欄

上記(1)イの課税標準額に対応した消費税額を記載します。

ロ 「消費税額」欄の「旧税率分」欄

上記(1)のロの(イ)又は(ロ)の課税標準額がある場合に、「6%分」又は「4.5%分」と適用税率を記載するとともに、その課税標準額に対応した消費税額を記載します。

- (3) 「貸倒回収に係る消費税額」欄には、直前の課税期間までに貸倒れに係る消費税額の控除の対象とした課税資産の譲渡等の対価の額について、全部又は一部を回収した場合に、その回収額に係る消費税額を記載します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4の「貸倒回収に係る消費税額 C」欄の金額を移記します。
- (4) 「控除税額」欄には、次の区分によりそれぞれに掲げる控除税額を記載してください。
- イ 「控除対象仕入税額」欄には、付表5「控除対象仕入税額の計算表(簡易用)」で計算した「控除対象仕入税額 又は⑩」欄の金額を移記します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表5 (2) 「控除対象仕入税額の計算表(簡易用)〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」で計算した金額である付表4の「控除対象仕入税額 C」欄の金額を移記します。
- ロ 「返還等対価に係る税額」欄には、販売先から返品を受け、又は販売先に値引き、割戻し等を行った場合にその対価の返還等に対応する消費税額を記載します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4で計算した「返還等対価に係る税額 C」欄の金額を移記します。
- ハ 「貸倒れに係る税額」欄には、売掛金等につき法第39条《貸倒れに係る消費税額の控除等》の適用を受ける場合におけるその売掛金等に含まれる消費税額を記載します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4で計算した「貸倒れに係る税額 C」欄の金額を移記します。
- (5) 「控除不足還付税額」欄は、同欄に表示の計算式により計算した金額を記載します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4で計算した「合計差引税額 C」欄の金額がマイナスとなる場合に、その絶対値を移記します。
- (6) 「差引税額」欄は同欄に表示の計算式により計算した金額を記載します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間である場合には、付表4で計算した「合計差引税額 C」欄の金額がプラスとなる場合に、その金額を移記します。
- (7) 「この申告書が修正申告である場合」の「既確定税額」欄には、その修正申告を行う直前に確定している申告書、更正又は決定通知書に記載されている納付すべき税額又は還付税額等(還付税額等の場合には「-」を付してください。)を記載してください。
- (8) 「この課税期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額(税抜金額)を記載してください。
- (9) 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高(税抜金額)を記載してください。
- 3 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の書き方
- (1) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・控除不足還付税額」欄には、上記2における消費税の税額の計算において「控除不足還付税額」が生ずる場合に、その金額を移記します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間にあっては、付表4の「控除不足還付税額 B」欄の金額が生ずる場合に、その金額を移記します。
- (2) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額」欄には、上記2における消費税の税額の計算において「差引税額」が生ずる場合に、その金額を移記します。
(注) 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間にあっては、付表4の「差引税額 B」欄の金額が生ずる場合に、その金額を移記します。
- (3) 「この申告書が修正申告である場合」の「既確定譲渡割額⑭」欄には、その修正申告を行う直前に確定している申告書、更正又は決定通知書に記載されている納付すべき税額又は還付税額等(還付税額等の場合には「-」を付してください。)を記載してください。
- 4 「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額⑮」欄には、次の計算式により計算した金額(この申告書により納付すべき金額又は還付を受けるべき金額の合計額)を記載します。
なお、計算した金額がマイナス(還付税額)となる場合には、「-」を付してください。

さい。

- (1) 「確定」又は「中間」申告書である場合
[(納付税額 + 納付譲渡割額^②) - (控除不足還付税額 + 中間納付還付税額
+ 還付譲渡割額 + 中間納付還付譲渡割額^③)]
- (2) 「修正確定」又は「修正中間」申告書である場合
[差引納付税額 + 差引納付譲渡割額^④]

- 5 「付記事項又は参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に 印を付してください。
なお、「事業区分」欄の「課税売上高」欄には、千円未満を四捨五入した第一種事業から第五種事業の課税売上高(免税売上高を除く。)を記載し、「売上割合」欄には、千円未満の端数を処理する前の第一種事業から第五種事業の課税売上高の全課税売上高に占める割合を記載してください。
- 6 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、上記4で記載した「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄の金額が還付を受けるべき金額となった場合に、その還付金の受領方法及び還付を受けようとする金融機関の名称等及び口座番号等を記載してください。
- 7 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。